

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合 併 協 議 会

第 1 4 回総務・企画・議会小委員会

日時 : 平成 1 5 年 2 月 2 0 日(木)

午前 1 0 時

場所 : 峰山町防災センター

次 第

1 開会

2 委員長の選任について

3 議題

(1) 協議第 1 号 2 1 - 1 定住促進事業の取扱い (継続協議)

(2) 協議第 2 号 5 財産及び債務の取扱いに関する事 (その 1)

(3) 協議第 3 号 2 1 - 2 交通安全に関する事

(4) 協議第 4 号 2 1 - 4 選挙事務の取扱い (その 2)

(5) 協議第 5 号 2 1 - 1 0 開発・景観保全の取扱い

(6) 次回の議題について
協定項目の協議について

(7) 次回の小委員会の日程

日程 平成 1 5 年 3 月 1 9 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分

場所 丹後町役場 2 階第 4 会議室

4 その他

第14回 総務・企画・議会小委員会

協議第1号

21-1 定住促進事業の取扱い

平成15年2月20日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	21-1 定住促進事業の取扱い	整理番号		専門部会名	企画財政部会	
分類	1 定住促進対策	分科会名		企画分科会		
現況						
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1 情報提供事業		U・イターン支援情報提供事業(空家情報) (事業内容) 空家データをストックし、U・イターンを目的とする入居希望者に住宅情報を提供する (助成内容) 空家住宅情報の提供				U・イターン支援情報提供事業(空家情報) (事業内容) 空家データをストックし、U・イターンを目的とする入居希望者に住宅情報を提供する。 (助成内容) 住宅情報の提供
2 支援・給付事業 住宅確保支援事業	峰山町若者等定住化促進奨励措置 (1)家賃補助 結婚し新たに町内の賃貸住宅に入居している者に対し家賃補助(月額1万円を2年間助成) (2)住宅新築補助 町内に新たに特例住宅を取得した者に対し、奨励金交付(固定資産税の軽減額相当額(2年目は1/2)を2年間助成) H13実績7,824千円			住宅確保支援事業(町民のすべて対象) (1)住宅家賃補助金 毎月の家賃の1/2以内(限度額2万円)1年間 (2)住宅建築等補助金 当該住宅にかかる固定資産税徴収開始から3年間に限りその相当額以内補助限度額等あり (3)住宅購入補助金 当該住宅にかかる固定資産税徴収開始から3年間に限りその相当額以内補助限度額等あり H13実績 105千円		
就業等奨励金事業			網野町就業奨励金給付事業(就業奨励金) 学校教育法第1条に定める学校、専修学校及び各種学校を卒業し、町内に定住する者(2万円) H13実績 500千円	産業後継者支援事業(産業後継者奨励金) 自営業 20万円 その他 10万円 H13実績 300千円		
結婚祝金給付事業			網野町定住促進奨励金等給付事業(結婚祝金) 町内に在住する男女が結婚し、引き続き定住する者(1組1万円) 男女のいずれか一方が他町に在住しており、結婚後、本町に定住する者(1組2万円) H13実績 770千円	結婚祝福事業(結婚祝い金) 3万円 結婚しようとする男女一組 H13実績 600千円		
根拠条例・要綱・規則等	峰山町若者等定住化促進奨励措置要綱		網野町就業奨励金給付事業実施要綱、網野町定住促進奨励金等給付事業実施要綱	丹後町定住促進条例、丹後町定住促進条例施行規則		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 2 ）

合併協定項目	21-1 定住促進事業の取扱い	整理番号	専門部会名	企画財政部会
分類	1 定住促進対策		分科会名	企画分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>1 情報提供事業 大宮町と久美浜町の2町のみ実施している</p>		<p>(案) 現行のまま新市に継承し、新市において全域を対象とした事業推進を図る。 (理由) 現在事業を行っている大宮町、久美浜町においては、当該事業について特段に予算化されている状況もなく、新市においても特段に経費をかけずに事業展開が図れると予測されることから、新市へ継承し、新市全域を対象とした中でその事業効果を判断することとしたため。</p>		
<p>2 支援・給付事業 住宅確保支援事業 峰山町と丹後町の2町のみ実施している 就業等奨励金事業 網野町と丹後町の2町のみ実施している 結婚祝金給付事業 網野町と丹後町の2町のみ実施している</p>		<p>(案) 合併時に一旦廃止するが、新市において総合的な視点から検討する。 ただし、すでに助成金の交付決定を受け、合併時点で助成期限が満了していない者については、その残存期間においては引き続き助成する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

第14回 総務・企画・議会小委員会

協議第2号

5 財産及び債務の取扱いに関すること(その1)

平成15年2月20日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目		5 財産及び債務の取扱いに関すること				整理番号	専門部会名	企画財政部会
分類		1 財産					分科会名	財産管理分科会
項目		現		況				
		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 行政財産 (土地・建物)								
土地筆数		862筆	635筆	184筆	747筆	1,228筆	1,275筆	
土地面積		421,722.92㎡	286,251.63㎡	389,526.53㎡	224,639.00㎡	592,698.09㎡	553,201.22㎡	
建物棟数		409棟	185棟	230棟	115棟	121棟	324棟	
建物面積		67,017.09㎡	51,937.26㎡	75,711.42㎡	49,564.00㎡	74,733.45㎡	74,940.00㎡	
借入土地	筆数	43筆	28筆	86筆	57筆	34筆	96筆	
	面積	17,634.53㎡	11,018.36㎡	68,404.19㎡	33,477.07㎡	17,499.55㎡	70,206.46㎡	
借入建物	棟数	-	2棟	2棟	-	-	10棟	
	面積	-	2,122.20㎡	1,852.09㎡	-	-	512.73㎡	
根拠条例・要綱・規則等								

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱いに関すること	整理番号		専門部会名	企画財政部会
分類	1 財産	分科会名		財産管理分科会	
課 題			調 整 結 果		
<p>1 行政財産 (土地・建物)</p>			<p>(案) 土地・建物すべてを新市に継承する。</p>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】 (公有財産の範囲及び分類) 第二百三十八条</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>2 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。 3 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいし、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。</p> <p>解説 行政財産とは、庁舎・学校・道路など公用又は公共の用に供するものをいう。町営住宅や各種センター、運動公園なども含まれる。</p> </div>					
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目		5 財産及び債務の取扱いに関すること				整理番号	専門部会名	企画財政部会
分類		1 財産					分科会名	財産管理分科会
項目		現		況				
		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
2 普通財産 (土地・建物)								
土地筆数		651筆	160筆	85筆	100筆	261筆	173筆	
土地面積		1,001,327.82㎡	103,231.99㎡	360,941.50㎡	153,939.00㎡	1,451,391.19㎡	88,249.70㎡	
建物棟数		12棟	13棟	10棟	21棟	3棟	15棟	
建物面積		1,798.01㎡	3,071.32㎡	2,261.70㎡	3,655.00㎡	683.36㎡	3,719.33㎡	
貸付土地	筆数	86筆	25筆	25筆	14筆	19筆	30筆	
	面積	34,038.03㎡	25,314.59㎡	19,020.61㎡	7,001.86㎡	15,292.35㎡	17,068.28㎡	
貸付建物	棟数	12棟	13棟	10棟	1棟	3棟	7棟	
	面積	1,798.01㎡	2,621.09㎡	2,261.70㎡	510.00㎡	683.36㎡	693.12㎡	
根拠条例・要綱・規則等								

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱いに関すること	整理番号	専門部会名	企画財政部会
分類	1 財産		分科会名	財産管理分科会
課 題		調 整 結 果		
2 普通財産 (土地・建物)		(案) 土地・建物すべてを新市に継承する。		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目		5 財産及び債務の取扱いに関すること			整理番号		専門部会名	企画財政部会
分類		1 財産					分科会名	財産管理分科会
項目		現			況			
		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
7	その他財産							
	財産区							
	財産区数	2 財産区						14 財産区
	筆数	17 筆						745 筆
	面積	842,542.00㎡						2,707,729.56㎡
	覚書土地							
		区所有の土地で、登記名義を「町」としている財産。これらの所有区分を明らかにするため、「区」と「町」で覚書を取り交している。また、取り交していない例もある。						
	筆数	231 筆	375 筆	1,203 筆	60 筆	296 筆	1,227 筆	
	面積	1,208,363.64㎡	5,260,812.34㎡	5,186,148.13㎡	662,112.65㎡	1,814,749.89㎡	5,780,286.64㎡	
	固定資産税	課税	非課税	課税	課税	非課税	課税	
	底地の所有権	区	区	区	区	区	区	
	売却時の処理方法	用地代を支払っている	用地代を支払っている	用地代を支払っている	用地代を支払っている	用地代を支払っている	用地代を支払っている	
	根拠条例・要綱・規則等							

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱いに関する事	整理番号	専門部会名	企画財政部会
分類	1 財産		分科会名	財産管理分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>7 その他財産</p> <p>財産区</p> <p>覚書土地 固定資産税の課税、非課税の取扱いに差異がある。 覚書（書面での取り交わし）ができていない財産がある。</p>		<p>(案) 地方自治法の規定に基づく財産区については現行のまま新市に継承する。</p> <p>(案) 覚書土地については、覚書が出来ていない財産は、合併までに覚書（書面での取り交わし）を行い、現行のまま新市に継承する。 固定資産税は、新市においては原則として課税をする。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

第14回 総務・企画・議会小委員会

協議第3号

21-2 交通安全に関すること

平成15年2月20日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	2 1 2 交通安全に関すること	整理番号				専門部会名	総務部会
分類	1 交通安全指導・環境整備	分科会名				行政分科会	
現況							
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 交通安全指導員設置	現在 19 名 1 名欠員 (非常勤特別職)	男性 8 人、女性 15 人、計 23 人	11 人(非常勤特別職)	5 人(非常勤特別職)	現在 4 名 1 名欠員(非常勤特別職)	なし	
任期	2 年	2 年	3 年	3 年	年 1 1 万 4 千円		
報酬	日額 9,000 円 半日 6,000 円	無給	年 1 3 万円	年 1 4 万円			
会議	年に 2~3 回開催	年に 2~3 回開催	毎年 4 回(3 月、6 月、9 月、1 2 月)必要に応じて臨時に会議開催	年 2 回(交通指導員定例会)			
報酬以外活動費		大宮町交通安全対策協議会補助金 480 千円	指導員会運営費 5 万円 交通教室出勤謝礼(1 人 1 回 1,000 円)				
2 放置自転車対策	条例無し 放置自転車を年一度調査し、放置自転車は警察署に所有者の照会。所有者が判明した自転車については所有者へ撤去依頼。所有者不明自転車は、一定期間(1~2 ヶ月)町広報誌等で広報し、警察署に拾得物として届出。引き取りの無い自転車については 6 カ月が経過して拾得物として処分。	条例無し 放置自転車は警察署に所有者の照会。所有者が判明した自転車については所有者へ撤去依頼。所有者不明自転車は、一定期間(1~2 ヶ月)町広報誌等で広報し、警察署に拾得物として届出。引き取りの無い自転車については 6 カ月が経過して拾得物として処分。	条例無し 放置自転車を年一度調査し、放置自転車は警察署に所有者の照会。所有者が判明した自転車については所有者へ撤去依頼。所有者不明自転車は、一定期間(1~2 ヶ月)町広報誌等で広報し、警察署に拾得物として届出。引き取りの無い自転車については 6 カ月が経過して拾得物として処分。	条例無し	条例無し	条例無し	
3 放置自動車対策	条例有 [峰山町自動車放置防止条例] [峰山町自動車放置防止条例施行規則] 放置自動車の所有者へ撤去命令撤去命令に従わないとき又は所有者が不明のときは廃物として自動車廃物判定委員会の調査、審査、判定を経て廃物として処分	条例無し	条例無し	条例無し	条例無し	条例無し	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町交通安全条例 峰山町交通安全条例施行規則 峰山町自動車放置防止条例 峰山町自動車放置防止条例施行規則 峰山町特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例	大宮町交通指導員設置規約 大宮町交通安全対策推進に関する条例 大宮町交通安全対策推進に関する条例施行規則	網野町交通指導員の設置に関する条例 網野町交通指導員の設置に関する条例施行規則 網野町交通指導員表彰要綱	丹後町交通指導員の設置に関する条例 丹後町交通指導員の設置に関する条例施行規則	弥栄町交通指導員設置条例	久美浜町交通事故防止条例	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	2 1 2 交通安全に関すること	整理番号		専門部会名	総務部会
分類	1 交通安全指導・環境整備	分科会名	行政分科会		
課 題		調 整 結 果			
<p>各町で取扱いが異なっている。特に人員については中郡が多い。 各町で体制、活動が異なり、定数等を定めて交通安全対策を推進できるよう調整が必要 各警察署との関連において交通安全事業が進められているので警察との調整も必要である。</p>		<p>(案) 一元化に調整の上、新市に移行する。</p>			
		<p>(案) 峰山町の例により、新市に移行する。</p>			
<p>峰山町のみ条例を制定している</p>		<p>(案) 峰山町自動車放置防止条例をもとに調整し、新市においてすみやかに施行する。</p>			
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

第14回 総務・企画・議会小委員会

協議第4号

21-4 選挙事務の取扱い(その2)

平成15年2月20日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	21-4 選挙事務の取扱い				整理番号		専門部会名	総務部会																																																																																																																																																																																														
分類	1 一般選挙の区域				分科会名		行政分科会																																																																																																																																																																																															
項目	現況																																																																																																																																																																																																					
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町																																																																																																																																																																																																
2 投票区	13	16	15	10	8	22																																																																																																																																																																																																
選挙人名簿登録者数 (H14.6.2現在)	<table border="1"> <thead> <tr><th>投票区</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1投票区</td><td>1,443</td></tr> <tr><td>第2投票区</td><td>1,843</td></tr> <tr><td>第3投票区</td><td>614</td></tr> <tr><td>第4投票区</td><td>982</td></tr> <tr><td>第5投票区</td><td>579</td></tr> <tr><td>第6投票区</td><td>943</td></tr> <tr><td>第7投票区</td><td>210</td></tr> <tr><td>第8投票区</td><td>58</td></tr> <tr><td>第9投票区</td><td>896</td></tr> <tr><td>第10投票区</td><td>2,016</td></tr> <tr><td>第11投票区</td><td>855</td></tr> <tr><td>第12投票区</td><td>255</td></tr> <tr><td>第13投票区</td><td>147</td></tr> <tr><td>計</td><td>10,841</td></tr> </tbody> </table>	投票区	計	第1投票区	1,443	第2投票区	1,843	第3投票区	614	第4投票区	982	第5投票区	579	第6投票区	943	第7投票区	210	第8投票区	58	第9投票区	896	第10投票区	2,016	第11投票区	855	第12投票区	255	第13投票区	147	計	10,841	<table border="1"> <thead> <tr><th>投票区</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1投票区</td><td>1,893</td></tr> <tr><td>第2投票区</td><td>806</td></tr> <tr><td>第3投票区</td><td>210</td></tr> <tr><td>第4投票区</td><td>236</td></tr> <tr><td>第5投票区</td><td>254</td></tr> <tr><td>第6投票区</td><td>328</td></tr> <tr><td>第7投票区</td><td>207</td></tr> <tr><td>第8投票区</td><td>172</td></tr> <tr><td>第9投票区</td><td>1,396</td></tr> <tr><td>第10投票区</td><td>1,310</td></tr> <tr><td>第11投票区</td><td>95</td></tr> <tr><td>第12投票区</td><td>35</td></tr> <tr><td>第13投票区</td><td>211</td></tr> <tr><td>第14投票区</td><td>102</td></tr> <tr><td>第15投票区</td><td>1,167</td></tr> <tr><td>第16投票区</td><td>144</td></tr> <tr><td>計</td><td>8,566</td></tr> </tbody> </table>	投票区	計	第1投票区	1,893	第2投票区	806	第3投票区	210	第4投票区	236	第5投票区	254	第6投票区	328	第7投票区	207	第8投票区	172	第9投票区	1,396	第10投票区	1,310	第11投票区	95	第12投票区	35	第13投票区	211	第14投票区	102	第15投票区	1,167	第16投票区	144	計	8,566	<table border="1"> <thead> <tr><th>投票区</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1投票区</td><td>2,045</td></tr> <tr><td>第2投票区</td><td>1,664</td></tr> <tr><td>第3投票区</td><td>2,118</td></tr> <tr><td>第4投票区</td><td>666</td></tr> <tr><td>第5投票区</td><td>646</td></tr> <tr><td>第6投票区</td><td>1,270</td></tr> <tr><td>第7投票区</td><td>385</td></tr> <tr><td>第8投票区</td><td>411</td></tr> <tr><td>第9投票区</td><td>820</td></tr> <tr><td>第10投票区</td><td>68</td></tr> <tr><td>第11投票区</td><td>222</td></tr> <tr><td>第12投票区</td><td>1,059</td></tr> <tr><td>第13投票区</td><td>1,131</td></tr> <tr><td>第14投票区</td><td>223</td></tr> <tr><td>第15投票区</td><td>107</td></tr> <tr><td>計</td><td>12,835</td></tr> </tbody> </table>	投票区	計	第1投票区	2,045	第2投票区	1,664	第3投票区	2,118	第4投票区	666	第5投票区	646	第6投票区	1,270	第7投票区	385	第8投票区	411	第9投票区	820	第10投票区	68	第11投票区	222	第12投票区	1,059	第13投票区	1,131	第14投票区	223	第15投票区	107	計	12,835	<table border="1"> <thead> <tr><th>投票区</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1投票区</td><td>2,055</td></tr> <tr><td>第2投票区</td><td>159</td></tr> <tr><td>第3投票区</td><td>1,096</td></tr> <tr><td>第4投票区</td><td>274</td></tr> <tr><td>第5投票区</td><td>474</td></tr> <tr><td>第6投票区</td><td>139</td></tr> <tr><td>第7投票区</td><td>470</td></tr> <tr><td>第8投票区</td><td>52</td></tr> <tr><td>第9投票区</td><td>766</td></tr> <tr><td>第10投票区</td><td>362</td></tr> <tr><td>計</td><td>5,847</td></tr> </tbody> </table>	投票区	計	第1投票区	2,055	第2投票区	159	第3投票区	1,096	第4投票区	274	第5投票区	474	第6投票区	139	第7投票区	470	第8投票区	52	第9投票区	766	第10投票区	362	計	5,847	<table border="1"> <thead> <tr><th>投票区</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1投票区</td><td>1,176</td></tr> <tr><td>第2投票区</td><td>490</td></tr> <tr><td>第3投票区</td><td>327</td></tr> <tr><td>第4投票区</td><td>1,034</td></tr> <tr><td>第5投票区</td><td>804</td></tr> <tr><td>第6投票区</td><td>160</td></tr> <tr><td>第7投票区</td><td>70</td></tr> <tr><td>第8投票区</td><td>681</td></tr> <tr><td>計</td><td>4,742</td></tr> </tbody> </table>	投票区	計	第1投票区	1,176	第2投票区	490	第3投票区	327	第4投票区	1,034	第5投票区	804	第6投票区	160	第7投票区	70	第8投票区	681	計	4,742	<table border="1"> <thead> <tr><th>投票区</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1投票区</td><td>1,668</td></tr> <tr><td>第2投票区</td><td>593</td></tr> <tr><td>第3投票区</td><td>265</td></tr> <tr><td>第4投票区</td><td>267</td></tr> <tr><td>第5投票区</td><td>601</td></tr> <tr><td>第6投票区</td><td>389</td></tr> <tr><td>第7投票区</td><td>1,072</td></tr> <tr><td>第8投票区</td><td>155</td></tr> <tr><td>第9投票区</td><td>265</td></tr> <tr><td>第10投票区</td><td>102</td></tr> <tr><td>第11投票区</td><td>368</td></tr> <tr><td>第12投票区</td><td>376</td></tr> <tr><td>第13投票区</td><td>707</td></tr> <tr><td>第14投票区</td><td>125</td></tr> <tr><td>第15投票区</td><td>681</td></tr> <tr><td>第16投票区</td><td>245</td></tr> <tr><td>第17投票区</td><td>92</td></tr> <tr><td>第18投票区</td><td>89</td></tr> <tr><td>第19投票区</td><td>232</td></tr> <tr><td>第20投票区</td><td>655</td></tr> <tr><td>第21投票区</td><td>532</td></tr> <tr><td>第22投票区</td><td>267</td></tr> <tr><td>計</td><td>9,746</td></tr> </tbody> </table>	投票区	計	第1投票区	1,668	第2投票区	593	第3投票区	265	第4投票区	267	第5投票区	601	第6投票区	389	第7投票区	1,072	第8投票区	155	第9投票区	265	第10投票区	102	第11投票区	368	第12投票区	376	第13投票区	707	第14投票区	125	第15投票区	681	第16投票区	245	第17投票区	92	第18投票区	89	第19投票区	232	第20投票区	655	第21投票区	532	第22投票区	267	計	9,746
投票区	計																																																																																																																																																																																																					
第1投票区	1,443																																																																																																																																																																																																					
第2投票区	1,843																																																																																																																																																																																																					
第3投票区	614																																																																																																																																																																																																					
第4投票区	982																																																																																																																																																																																																					
第5投票区	579																																																																																																																																																																																																					
第6投票区	943																																																																																																																																																																																																					
第7投票区	210																																																																																																																																																																																																					
第8投票区	58																																																																																																																																																																																																					
第9投票区	896																																																																																																																																																																																																					
第10投票区	2,016																																																																																																																																																																																																					
第11投票区	855																																																																																																																																																																																																					
第12投票区	255																																																																																																																																																																																																					
第13投票区	147																																																																																																																																																																																																					
計	10,841																																																																																																																																																																																																					
投票区	計																																																																																																																																																																																																					
第1投票区	1,893																																																																																																																																																																																																					
第2投票区	806																																																																																																																																																																																																					
第3投票区	210																																																																																																																																																																																																					
第4投票区	236																																																																																																																																																																																																					
第5投票区	254																																																																																																																																																																																																					
第6投票区	328																																																																																																																																																																																																					
第7投票区	207																																																																																																																																																																																																					
第8投票区	172																																																																																																																																																																																																					
第9投票区	1,396																																																																																																																																																																																																					
第10投票区	1,310																																																																																																																																																																																																					
第11投票区	95																																																																																																																																																																																																					
第12投票区	35																																																																																																																																																																																																					
第13投票区	211																																																																																																																																																																																																					
第14投票区	102																																																																																																																																																																																																					
第15投票区	1,167																																																																																																																																																																																																					
第16投票区	144																																																																																																																																																																																																					
計	8,566																																																																																																																																																																																																					
投票区	計																																																																																																																																																																																																					
第1投票区	2,045																																																																																																																																																																																																					
第2投票区	1,664																																																																																																																																																																																																					
第3投票区	2,118																																																																																																																																																																																																					
第4投票区	666																																																																																																																																																																																																					
第5投票区	646																																																																																																																																																																																																					
第6投票区	1,270																																																																																																																																																																																																					
第7投票区	385																																																																																																																																																																																																					
第8投票区	411																																																																																																																																																																																																					
第9投票区	820																																																																																																																																																																																																					
第10投票区	68																																																																																																																																																																																																					
第11投票区	222																																																																																																																																																																																																					
第12投票区	1,059																																																																																																																																																																																																					
第13投票区	1,131																																																																																																																																																																																																					
第14投票区	223																																																																																																																																																																																																					
第15投票区	107																																																																																																																																																																																																					
計	12,835																																																																																																																																																																																																					
投票区	計																																																																																																																																																																																																					
第1投票区	2,055																																																																																																																																																																																																					
第2投票区	159																																																																																																																																																																																																					
第3投票区	1,096																																																																																																																																																																																																					
第4投票区	274																																																																																																																																																																																																					
第5投票区	474																																																																																																																																																																																																					
第6投票区	139																																																																																																																																																																																																					
第7投票区	470																																																																																																																																																																																																					
第8投票区	52																																																																																																																																																																																																					
第9投票区	766																																																																																																																																																																																																					
第10投票区	362																																																																																																																																																																																																					
計	5,847																																																																																																																																																																																																					
投票区	計																																																																																																																																																																																																					
第1投票区	1,176																																																																																																																																																																																																					
第2投票区	490																																																																																																																																																																																																					
第3投票区	327																																																																																																																																																																																																					
第4投票区	1,034																																																																																																																																																																																																					
第5投票区	804																																																																																																																																																																																																					
第6投票区	160																																																																																																																																																																																																					
第7投票区	70																																																																																																																																																																																																					
第8投票区	681																																																																																																																																																																																																					
計	4,742																																																																																																																																																																																																					
投票区	計																																																																																																																																																																																																					
第1投票区	1,668																																																																																																																																																																																																					
第2投票区	593																																																																																																																																																																																																					
第3投票区	265																																																																																																																																																																																																					
第4投票区	267																																																																																																																																																																																																					
第5投票区	601																																																																																																																																																																																																					
第6投票区	389																																																																																																																																																																																																					
第7投票区	1,072																																																																																																																																																																																																					
第8投票区	155																																																																																																																																																																																																					
第9投票区	265																																																																																																																																																																																																					
第10投票区	102																																																																																																																																																																																																					
第11投票区	368																																																																																																																																																																																																					
第12投票区	376																																																																																																																																																																																																					
第13投票区	707																																																																																																																																																																																																					
第14投票区	125																																																																																																																																																																																																					
第15投票区	681																																																																																																																																																																																																					
第16投票区	245																																																																																																																																																																																																					
第17投票区	92																																																																																																																																																																																																					
第18投票区	89																																																																																																																																																																																																					
第19投票区	232																																																																																																																																																																																																					
第20投票区	655																																																																																																																																																																																																					
第21投票区	532																																																																																																																																																																																																					
第22投票区	267																																																																																																																																																																																																					
計	9,746																																																																																																																																																																																																					
	<p>公職選挙法（投票区） 第十七条 投票区は、市町村の区域による。 2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。 3 前項の規定により、投票区を設けたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。</p>																																																																																																																																																																																																					
	<p>京都府公職選挙事務執行規程（投票区の設置等の届出等） 第7条 市区町村の委員会は、投票区の数を増減し、又はその区域を変更したときは、その告示の写しを添えて、府の委員会に報告しなければならない。 2 投票区の数を増減し、又はその区域を変更しようとするときは、あらかじめ、別記第2号様式により府の委員会に届け出なければならない。</p>																																																																																																																																																																																																					
根拠条例・要綱・規則等	公職選挙法 公職選挙事務執行規程	同左	同左	同左	同左	同左																																																																																																																																																																																																

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	2 1 4 選挙事務の取扱い	整理番号		専門部会名	総務部会																												
分類	1 一般選挙の区域	分科会名		行政分科会																													
課 題			調 整 結 果																														
<p>2 投票区 投票区が多く、選挙執行に伴う経費がかさむ 新市において広範囲になることから、不在者投票事務の円滑な事務執行を行うための配慮が必要</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>投票区</th> <th>国・府・市長・市議会議員選挙</th> <th>農業委員会委員選挙</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6町合計</td> <td>8 4投票区</td> <td>7 3投票区</td> </tr> <tr> <td>福知山市</td> <td>4 6投票区</td> <td>4 6投票区</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>5 7投票区</td> <td>3 0投票区</td> </tr> <tr> <td>綾部市</td> <td>3 9投票区</td> <td>3 0投票区</td> </tr> <tr> <td>宮津市</td> <td>3 0投票区</td> <td>1 0投票区</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>山形県米沢市(548.74km²)人口95,392人</td> <td>5 7投票区</td> </tr> <tr> <td>岡山県岡山市(513.28km²)人口626,534人</td> <td>1 0 9投票区</td> </tr> <tr> <td>岩手県盛岡市(489.15km²)人口288,844人</td> <td>7 7投票区</td> </tr> <tr> <td>石川県金沢市(467.77km²)人口456,434人</td> <td>8 4投票区</td> </tr> <tr> <td>岩手県一関市(410.23km²)人口63,509人</td> <td>4 6投票区</td> </tr> </tbody> </table> <p>(人口：平成12年国勢調査)</p>			投票区	国・府・市長・市議会議員選挙	農業委員会委員選挙	6町合計	8 4投票区	7 3投票区	福知山市	4 6投票区	4 6投票区	舞鶴市	5 7投票区	3 0投票区	綾部市	3 9投票区	3 0投票区	宮津市	3 0投票区	1 0投票区	山形県米沢市(548.74km ²)人口95,392人	5 7投票区	岡山県岡山市(513.28km ²)人口626,534人	1 0 9投票区	岩手県盛岡市(489.15km ²)人口288,844人	7 7投票区	石川県金沢市(467.77km ²)人口456,434人	8 4投票区	岩手県一関市(410.23km ²)人口63,509人	4 6投票区	<p>(案) 現行のまま新市へ移行し、新市移行後、投票区の見直しについて検討する。 新市における不在者投票は、6町の各役場を不在者投票所とし、指定投票区、指定在外投票区は、市役所本庁の所在する投票区とする。</p>		
投票区	国・府・市長・市議会議員選挙	農業委員会委員選挙																															
6町合計	8 4投票区	7 3投票区																															
福知山市	4 6投票区	4 6投票区																															
舞鶴市	5 7投票区	3 0投票区																															
綾部市	3 9投票区	3 0投票区																															
宮津市	3 0投票区	1 0投票区																															
山形県米沢市(548.74km ²)人口95,392人	5 7投票区																																
岡山県岡山市(513.28km ²)人口626,534人	1 0 9投票区																																
岩手県盛岡市(489.15km ²)人口288,844人	7 7投票区																																
石川県金沢市(467.77km ²)人口456,434人	8 4投票区																																
岩手県一関市(410.23km ²)人口63,509人	4 6投票区																																
小委員会確認期日			協議会確認期日																														

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	21-4 選挙事務の取扱い					整理番号		専門部会名	総務部会
分類	1 一般選挙の区域					分科会名		行政分科会	
現 況									
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町			
指定投票区の指定	無	同左	同左	同左	同左	同左			
<p>公職選挙法 第三十七条 7 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより一以上の投票区を指定し、当該指定した投票区の投票管理者に、政令で定めるところにより、当該投票区以外の投票区に属する選挙人がした第四十九条の規定による投票に関する事務のうち政令で定めるものを行わせることができる。</p> <p>公職選挙法施行令 (指定投票区の指定等) 第二十六条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第七項の規定により投票区を指定する場合には、当該指定する投票区（以下「指定投票区」という。）の属する開票区に属する投票区であつて、同項の規定により当該投票区に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票に関する事務のうち次条第二項に規定するものを当該指定投票区の投票管理者が行うもの（以下「指定関係投票区」という。）を併せて定めなければならない。</p>									
投票所の開閉時間の変更	第8投票所 午後6時閉鎖	無	無	第8投票所 午後7時閉鎖	第6投票所 午後7時閉鎖 第7投票所 午後7時閉鎖	第10投票所 午後6時閉鎖 第17投票所 午後6時閉鎖 第18投票所 午後6時閉鎖			
<p>公職選挙法 (投票所の開閉時間) 第四十条 投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないとして認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。</p> <p>(指定投票区の投票所を閉じる時刻の特例) 第二十六条の三 市町村の選挙管理委員会は、指定投票区の投票所を閉じる時刻を、当該指定投票区に係る指定関係投票区（法第五十六条の規定によつて投票の期日が定められたものを除く。）の投票所を閉じる時刻より繰り上げることができない。</p>									
指定在外投票区	第2投票区	第1投票区	第1投票区	第1投票区	第1投票区	第1投票区			
<p>公職選挙法施行令 (指定在外選挙投票区の指定等) 第二十三条の二 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の三第二項の規定により在外選挙人名簿を編製する一以上の投票区（以下「指定在外選挙投票区」という。）の指定を行う場合において、当該市町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に分かれているときは、当該選挙区の区域ごとに指定在外選挙投票区を指定しなければならない。</p> <p>2 市町村の選挙管理委員会は、指定在外選挙投票区を指定したときは、直ちにこれを告示するとともに、都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。</p>									
農業委員選挙の投票区	6	16	12	9	8	22			
<p>農業委員会等に関する法律（公職選挙法の準用） 第十一条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十七条（投票区）の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除き、農業委員会の選挙による委員の選挙について準用する。</p>									
根拠条例・要綱・規則等	公職選挙法 公職選挙法施行令	同左	同左	同左	同左	同左			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	2 1 4 選挙事務の取扱い	整理番号	専門部会名	総務部会
分類	1 一般選挙の区域		分科会名	行政分科会
課 題		調 整 結 果		
		小委員会確認期日	協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	21-4 選挙事務の取扱い				整理番号		専門部会名	総務部会
分類	1 一般選挙の区域				分科会名		行政分科会	
現 況								
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
3 開票区								
開票区	開票区は町の区域による。	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
<p>公職選挙法 (開票区) 第十八条 開票区は、市町村の区域による。ただし、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙において市町村が二以上の選挙区に分かれているとき又は第十五条第六項の規定による選挙区があるときは、当該選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。 2 都道府県の選挙管理委員会は、特別の事情があると認めるときに限り、前項の規定にかかわらず、市町村の区域を分けて数開票区を設け又は数町村の区域を合せて一開票区を設けることができる。 3 前項の規定により開票区を設けたときは、都道府県の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。</p>								
開票所	峰山町役場 (峰山町防災センター)	アグリセンター大宮	丹後地産地場産業振興センター	丹後町役場	弥栄町役場	久美浜町役場 (JA 京都丹後久美浜統括支店)		
<p>公職選挙法 (開票所の設置) 第六十三条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。</p>								
農業委員選挙の 開票区	選挙区と同じ区域 (開票区は、農業委員会の区域による。ただし、選挙区があるときは、当該選挙区の区域により農業委員会の区域を分けて数開票区を設けるものとする。)	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
<p>農業委員会等に関する法律(公職選挙法の準用) 第十一条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十七条(投票区)の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除き、農業委員会の選挙による委員の選挙について準用する。</p>								
根拠条例・要綱・規則等	公職選挙法	同左	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	21-4 選挙事務の取扱い	整理番号	専門部会名	総務部会
分類	1 一般選挙の区域		分科会名	行政分科会
課 題		調 整 結 果		
3 開票区		<p>(案)</p> <p>開票区は、法に基づき市の区域とし、市役所または市役所に近く、開票所とするに可能な施設を開票所として指定する。</p> <p>なお、農業委員選挙の開票区についても、法に基づいて選挙区の区域を開票区とする。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	21-4 選挙事務の取扱い	整理番号		専門部会名	総務部会	
分類	2 公営による選挙運動	分科会名	行政分科会			
現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 選挙運動用自動車の公費負担	無 (町長・町議選挙は適用無)	同左	同左	同左	同左	同左
<p>公職選挙法 (自動車、船舶及び拡声機の使用) 第四百十一条 次の各号に掲げる選挙においては、主として選挙運動のために使用される自動車(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。以下同じ。)又は船舶及び拡声機(携帯用のものを含む。以下同じ。)は、公職の候補者一人について当該各号に定めるもののほかは、使用することができない。ただし、拡声機については、個人演説会(演説を含む。)の開催中、その会場において別に一そろいを使用することを妨げるものではない。</p> <p>一 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙 自動車(その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。次号において同じ。)一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい</p> <p>二 参議院(比例代表選出)議員の選挙 自動車二台又は船舶二隻(両者を使用する場合は通じて二)及び拡声機二そろい</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙においては、候補者届出政党は、その届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県ごとに、自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろいを、当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者(当該都道府県の区域内の選挙区において当該候補者届出政党が届け出た候補者をいう。以下同じ。)の数が三人を超える場合においては、その超える数が十人を増すごとにこれらに加え自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろいを、主として選挙運動のために使用することができる。ただし、拡声機については、政党演説会(演説を含む。)の開催中、その会場において別に一そろいを使用することを妨げるものではない。</p> <p>3 衆議院(比例代表選出)議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、その届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに、自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろいを、当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数が五人を超える場合においては、その超える数が十人を増すごとにこれらに加え自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろいを、主として選挙運動のために使用することができる。ただし、拡声機については、政党等演説会(演説を含む。)の開催中、その会場において別に一そろいを使用することを妨げるものではない。</p> <p>4 衆議院(比例代表選出)議員の選挙においては、主として選挙運動のために使用される自動車、船舶及び拡声機は、前項の規定により衆議院名簿届出政党等が使用するもののほかは、使用することができない。</p> <p>5 第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定により選挙運動のために使用される自動車、船舶又は拡声機には、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)の定めるところの表示(自動車と船舶については、両者に通用する表示)をしなければならない。</p> <p>6 第一項の自動車は、町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車に、町村の議会の議員又は長の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車又は小型貨物自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第三条の規定に基づき定められた小型自動車に該当する貨物自動車をいう。)に限るものとする。</p> <p>7 衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項の自動車を無料で使用することができる。ただし、衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院(選挙区選出)議員の選挙にあつては当該公職の候補者に係る供託物が第九十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国庫に帰属することとならない場合に、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては当該公職の候補者たる参議院名簿登載者が当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の第九十四条第三項第一号に掲げる数に相当する当選人となるべき順位までにある場合に限る。</p> <p>8 都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県は、市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定(参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。)に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項の自動車の使用について、無料とすることができる。</p>						
根拠条例・要綱・規則等	公職選挙法	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	21-4 選挙事務の取扱い	整理番号	専門部会名	総務部会
分類	2 公営による選挙運動		分科会名	行政分科会
課 題		調 整 結 果		
1 選挙運動用自動車の公費負担		<p>(案) 新市において条例を制定し実施する。</p> <p>(理由)</p> <p>京都府内のすべての市で実施されており、全国で93.1%の実施率であるため。</p> <p>全国の市区 694 市区長選挙646(93.1%) 議会議員646(93.1%)</p> <p>平成13年12月31日現在</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	2 1 - 4 選挙事務の取扱い				整理番号		専門部会名	総務部会
分類	2 公営による選挙運動				分科会名		行政分科会	
現 況								
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
2 ポスター作成の公費負担	無 (町長・町議選挙は適用無)	同左	同左	同左	同左	同左		
<p>公職選挙法 (文書図画の掲示)</p> <p>第百四十三条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第一号、第二号、第四号及び第五号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの)のほかは、掲示することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類 二 第百四十一条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類 三 公職の候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類 四 演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類 <p>四の二 個人演説会告知用ポスター(衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の場合に限る。)</p> <p>五 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者が使用するものに限る。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 選挙運動のために、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類を掲示する行為は、前項の禁止行為に該当するものとみなす。 3 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙については、第一項第四号の二の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスター(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。)は、第百四十四条の二第一項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。 4 第百四十四条の二第八項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び市長の選挙については、第一項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、同条第八項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。 5 第一項第一号の規定により選挙事務所を表示するための文書図画は、第百二十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示することができる。 6 第一項第四号の二の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、第百二十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示しておくことができる。 7 第一項第一号の規定により掲示することができるポスター、立札及び看板の類の数は、選挙事務所ごとに、通じて三をこえることができない。 8 第一項第四号の規定により掲示することができるポスター、立札及び看板の類の数は、演説会場外に掲示するものについては、会場ごとに、通じて二を超えることができない。 9 第一項に規定するポスター(同項第四号の二及び第五号のポスターを除く。)立札及び看板の類は、縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートル(同項第一号のポスター、立札及び看板の類にあつては、縦三百五十センチメートル、横百センチメートル)をこえてはならない。 10 第一項の規定により掲示することができるちようちんの類は、それぞれ一箇とし、その大きさは、高さ八十五センチメートル、直径四十五センチメートルを超えてはならない。 11 第一項第四号の二の個人演説会告知用ポスターは、長さ四十二センチメートル、幅十センチメートルをこえてはならない。 12 前項のポスターは、第一項第五号のポスターと合わせて作成し、掲示することができる。 13 第一項第四号の二の個人演説会告知用ポスターには、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。 14 衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項第一号及び第二号の立札及び看板の類、同項第四号の二の個人演説会告知用ポスター(衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合に限る。)並びに同項第五号のポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第百四十一条第七項ただし書の規定を準用する。 15 都道府県の議会の議員及び市長の選挙については都道府県は、市の議会の議員及び市長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定(参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。)に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第四号の二の個人演説会告知用ポスター(都道府県知事の選挙の場合に限る。)及び同項第五号のポスターの作成について、無料とすることができる。 								
根拠条例・要綱・規則等	公職選挙法	同左	同左	同左	同左	同左		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	21-4 選挙事務の取扱い	整理番号	専門部会名	総務部会
分類	2 公営による選挙運動		分科会名	行政分科会
課 題		調 整 結 果		
2 ポスター作成の公費負担		<p>(案) 新市において条例を制定し実施する。</p> <p>(理由)</p> <p>京都府内のすべての市で実施されており、全国で94.2%の実施率であるため。 全国の市区 694 市区長選挙654(94.2%) 議会議員654(94.2%) 平成13年12月31日現在</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	21-4 選挙事務の取扱い	整理番号		専門部会名	総務部会	
分類	2 公営による選挙運動	分科会名	行政分科会			
現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
3 ポスター掲示場	<p>公職選挙法 第百四十四条の二 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第百四十三条第一項第五号のポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）の掲示場を設けなければならない。</p> <p>2 前項の掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。</p> <p>3 第一項の掲示場は、市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。</p>					
掲示場の設置箇所（基準数）	88箇所（88）	78箇所（108）	88箇所（104）	63箇所（72）	62箇所（62）	126箇所（153）
任意制ポスター掲示場	有	有	有	有	有	有
	<p>公職選挙法 （ポスター掲示場） 第百四十四条の二 8 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、第百四十三条第一項第五号のポスターの掲示場を設けることができる。</p> <p>（任意制ポスター掲示場） 第百四十四条の四 第百四十四条の二第八項の規定によるほか、都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、同条第三項から第七項まで及び前条の規定に準じて、条例で定めるところにより、第百四十三条第一項第五号のポスターの掲示場を設けることができる。この場合において、ポスターの掲示場の数は、一投票区につき一箇所以上とする。</p>					
	<p>公職選挙法施行令 （都道府県の設置する任意制ポスター掲示場） 第百十一条の三 法第百四十四条の二第八項 又は法第百四十四条の四 の規定によつて都道府県の議会の議員の選挙についてポスター掲示場を設けることとした場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該都道府県の条例の定めるところにより、ポスター掲示場の設置に関する事務を行わなければならない。</p>					
根拠条例・要綱・規則等	公職選挙法 公職選挙法施行令 峰山町の議会の議員及び町の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例	同左 同左 大宮町の議会の議員及び町の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例	同左 同左 網野町の議会の議員及び町の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例	同左 同左 丹後町の議会の議員及び町の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例	同左 同左 弥栄町の議会の議員及び町の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例	同左 同左 久美浜町の議会の議員及び町の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	21-4 選挙事務の取扱い	整理番号	専門部会名	総務部会																														
分類	2 公営による選挙運動		分科会名	行政分科会																														
課 題		調 整 結 果																																
<p>3 ポスター掲示場</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ポスター掲示場</th> <th>国・府選挙</th> <th>市長・市議会議員選挙</th> <th>有権者数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6町合計</td> <td>505箇所</td> <td>505箇所</td> <td>52,538人</td> <td>501.83km²</td> </tr> <tr> <td>福知山市</td> <td>335箇所</td> <td>335箇所</td> <td>53,233人</td> <td>264.24km²</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>400箇所</td> <td>312箇所</td> <td>74,748人</td> <td>341.97km²</td> </tr> <tr> <td>綾部市</td> <td>281箇所</td> <td>281箇所</td> <td>31,974人</td> <td>347.11km²</td> </tr> <tr> <td>宮津市</td> <td>194箇所</td> <td>194箇所</td> <td>19,173人</td> <td>169.29km²</td> </tr> </tbody> </table> <p>有権者数：平成14年12月2日現在</p>		ポスター掲示場	国・府選挙	市長・市議会議員選挙	有権者数	面積	6町合計	505箇所	505箇所	52,538人	501.83km ²	福知山市	335箇所	335箇所	53,233人	264.24km ²	舞鶴市	400箇所	312箇所	74,748人	341.97km ²	綾部市	281箇所	281箇所	31,974人	347.11km ²	宮津市	194箇所	194箇所	19,173人	169.29km ²	<p>(案) 義務制および任意制のポスター掲示場の設置については、法に基づく減数調整を行い設置する。 なお、農業委員会委員選挙等については、公選法が準用されていないので設置しない。(文書図画についての規定なし)</p>		
ポスター掲示場	国・府選挙	市長・市議会議員選挙	有権者数	面積																														
6町合計	505箇所	505箇所	52,538人	501.83km ²																														
福知山市	335箇所	335箇所	53,233人	264.24km ²																														
舞鶴市	400箇所	312箇所	74,748人	341.97km ²																														
綾部市	281箇所	281箇所	31,974人	347.11km ²																														
宮津市	194箇所	194箇所	19,173人	169.29km ²																														
		小委員会確認期日		協議会確認期日																														

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	21-4 選挙事務の取扱い	整理番号		専門部会名	総務部会	
分類	2 公営による選挙運動	分科会名		行政分科会		
現 況						
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
4 公営施設使用の個人演説会等	<p>公職の候補者、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、公営施設を使用して、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。</p> <p>この場合における施設（設備を含む。）の使用については、公職の候補者一人につき、同一施設（設備を含む。）ごとに一回を限り、無料とする。</p>	同左	同左	同左	同左	同左
<p>公職選挙法 （公営施設使用の個人演説会等）</p> <p>第六十一条 公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に終わる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く。次条から第六十四条の三までにおいて同じ。）候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、次に掲げる施設（候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にあるもの、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内にあるものに限る。）を使用して、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。</p> <p>一 学校及び公民館（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条に規定する公民館をいう。）</p> <p>二 地方公共団体の管理に属する公会堂</p> <p>三 前二号のほか、市町村の選挙管理委員会の指定する施設</p> <p>2 前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。</p> <p>3 市町村の選挙管理委員会は、第一項第三号の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選挙管理委員会に、報告しなければならない。</p> <p>4 前項の報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>（個人演説会の施設の無料使用）</p> <p>第六十四条 第六十一条の規定により個人演説会を開催する場合における施設（設備を含む。）の使用については、公職の候補者一人につき、同一施設（設備を含む。）ごとに一回を限り、無料とする。</p>						
<p>公職選挙事務執行規程 （個人演説会等の開催申出書）</p> <p>第85条 法第163条（個人演説会等の開催の申出）の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の開催の申出は、別記第41号様式によらなければならない。</p>						
指定施設	<p>五箇地区基幹集落センター</p> <p>峰山町総合福祉センターコミュニティホール</p> <p>橋木区集会施設</p>	<p>大宮織物ホール</p> <p>アグリセンター大宮</p>	<p>島津勤労婦人と子どものセンター</p> <p>小浜勤労婦人と子どものセンター</p> <p>浅茂川区民会館</p> <p>農業団地センター</p> <p>網野町教育会館</p>	<p>宇川住民センター</p> <p>宇川農業会館</p>	<p>弥栄町機業センター</p> <p>野間基幹集落センター</p>	<p>久美浜町林業センター</p> <p>久美浜町農業センター</p> <p>久美浜町機業センター</p> <p>久美浜町健康センター</p> <p>久美浜町果樹センター</p> <p>久美浜町婦人センター</p> <p>久美浜町福祉センター</p> <p>久美浜町ぎょそんセンター</p>
根拠条例・要綱・規則等	<p>公職選挙法</p> <p>公職選挙事務執行規程</p>	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	21-4 選挙事務の取扱い	整理番号	専門部会名	総務部会
分類	2 公営による選挙運動		分科会名	行政分科会
課 題		調 整 結 果		
4 公営施設使用の個人演説会等		(案) 現在指定している施設を、新市の指定施設とする。		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	2 1 - 4 選挙事務の取扱い			整理番号		専門部会名	総務部会
分類	2 公営による選挙運動			分科会名		行政分科会	
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
5 任意制選挙公報の発行							
発行の有無	有	無	有	無	無	有	
<p>公職選挙法 (任意制選挙公報の発行) 第七十二条の二 都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。)においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、第六十七条から第七十一条までの規定に準じて、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができる。</p>							
条例	峰山町選挙公報発行に関する条例		網野町選挙公報発行に関する条例			久美浜町選挙公報発行に関する条例	
発行	町議会議員及び町長の選挙毎に1回発行しなければならない。		町議会議員及び町長の選挙毎に1回発行しなければならない。			町議会議員及び町長の選挙毎に1回発行しなければならない。	
掲載文の申請	候補者が掲載文を添え、委員会の指定する期日までに、委員会に文書で申請しなければならない。		候補者が掲載文を添え、委員会の指定する期日までに、委員会に文書で申請しなければならない。			候補者が掲載文を添え、委員会の指定する期日までに、委員会に文書で申請しなければならない。	
配布	選挙人名簿に登録された者の属する世帯に選挙の期日前1日までに配布するものとする。		選挙人名簿に登録された者の属する世帯に選挙の期日前1日までに配布するものとする。			選挙人名簿に登録された者の属する世帯に選挙の期日前1日までに配布するものとする。	
掲載文の記載方法	原稿用紙の記載欄に、活字、ペン又は毛筆を用いて、黒色の色素により掲載しなければならない。 掲載文は、通常使用する漢字、かたかな、ひらがな、数字、アルファベットその他の文字、符号、記号及び線並びに図、イラストレーション及びこれらの類をもって記載するものとし、写真は使用することができない。		活字、ペン又は毛筆で記載したものに限り、必ず濃い黒いインク又は墨汁をしようしなければならない。			原稿用紙の記載欄に、活字、ペン又は毛筆を用いて、黒色の色素により掲載しなければならない。 掲載文は、通常使用する漢字、かたかな、ひらがな、数字、アルファベットその他の文字、符号、記号及び線並びに図、イラストレーション及びこれらの類をもって記載するものとし、写真は使用することができない。	
図等の面積制限	掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載することができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。		原稿用紙に掲載文を記載することができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。			掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載することができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。	
掲載順	掲載の順序は、委員会がくじで定める。		掲載の順序は、委員会がくじで定める。			掲載の順序は、委員会がくじで定める。	
根拠条例・要綱・規則等	公職選挙法	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	21-4 選挙事務の取扱い	整理番号		専門部会名	総務部会
分類	2 公営による選挙運動	分科会名	行政分科会		
課 題		調 整 結 果			
5	任意制選挙公報の発行	<p>(案) 新市において、市議会議員及び市長の選挙毎に1回発行する。</p> <p>(理由) 候補者の政見を有権者に知らせる有力な手段であるので発行する。 全国の市区 694 市区長選挙505(72.3%) 議会議員497(71.6%) 平成13年12月31日現在</p>			
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

第14回 総務・企画・議会小委員会

協議第5号

21-10 開発・景観保全の取扱い

平成15年2月20日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	21-10 開発・景観保全の取扱い			整理番号		専門部会名	企画財政部会
分類	1 計画					分科会名	企画分科会
現 況							
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 計画	無	大宮町土地利用調整基本計画	第2次網野町国土利用計画	無	無	無	
計画の趣旨		大宮町における様々な土地利用上の課題を解決し、第3次大宮町総合計画で定めている将来像を実現するための将来の土地利用の指針となるもの	国土利用計画法第8条の規定に基づき、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的とて、国土利用に関して必要事項を定める				
策定年度		平成13年度	平成11年度				
計画期間		平成14年度～	平成12年度～平成20年度				
審議会		無	網野町国土利用計画審議会				
審議会の目的			国土利用計画を策定するにあたり、町民の意向を反映させることを目的とする。				
委員の構成			委員10人				
委員の任期			2年				
<p>国土利用計画法(市町村指計画)</p> <p>第八条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村指計画を定めることができる。</p> <p>2 市町村指計画は、都道府県指計画が定められているときは都道府県指計画を基本とするとともに、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即するものでなければならない。</p> <p>3 市町村は、市町村指計画を定める場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。</p> <p>4 市町村は、市町村指計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>5 市町村は、市町村指計画を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>6 都道府県知事は、前項の規定により市町村指計画について報告を受けたときは、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。</p> <p>7 第三項から前項までの規定は、市町村指計画の変更について準用する。</p>							
根拠条例・要綱・規則等			国土利用計画法第8条第1項				

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	21-10 開発・景観保全の取扱い	整理番号	専門部会名	企画財政部会
分類	1 計画		分科会名	企画分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>大宮町が土地利用調整基本計画、網野町が国土利用計画法に基づく市町村計画を策定している。</p> <p>(参考)</p> <p>市町村計画を策定している府下市町村 9自治体 亀岡市・笠置町・園部町・美山町・瑞穂町・加悦町・岩滝町・野田川町・網野町</p> <p>土地利用調整基本計画の策定している府下市町村 1自治体 大宮町</p> <p>地区土地利用調整基本計画を策定している府下市町村 3自治体 京田辺市、園部町、八木町</p> <p>土地利用転換推進計画を策定している府下市町村 6自治体 京田辺市、木津町(2地区)、八幡市、亀岡市(3地区)、園部町、八木町</p>		<p>(案)</p> <p>新市に移行後、新市の開発事業等に関する指導要件及び都市計画との整合性を計りつつ、新市において検討する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調査（ 1 ）

合併協定項目	21-10 開発・景観保全の取扱い		整理番号		専門部会名	企画財政部会
分類	2 規制要件				分科会名	企画分科会
現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 規制	峰山町開発事業等に関する指導要綱	大宮町美しいまちづくり条例（事前協議制）	土地開発行為等に関する指導要綱（事前協議）	丹後町開発指導事業に関する指導要綱	無	久美浜町開発事業に関する指導要綱
目的	開発行為を施行しようとするものに対し必要な事項を示し、監督官公庁並びに本町と緊密な連絡のもとに当該事業が総合的、かつ、合理的に行われることによって、秩序ある発展と住民生活の向上を図るとともに、町行政の円滑な運営に資する。	美しいまちづくりに関し、町、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、開発事業等の適正化及び自然環境の保全と調和を図り、快適な生活環境を築くために基本的な事項を定め、秩序ある発展と町民の健康で文化的な生活の維持及び向上を図る。	区域内において相当規模の土地の区画形質の変更が企画された場合、当該行為が関係行政機関並びに本町との緊密な連絡の下に総合的かつ合理的に行われることによって、住民生活の向上を図るとともに、本町の秩序ある発展と行政の円滑な運営に資する	開発行為にあたり無秩序な開発を防止し、良好な生活環境の確保と地域の計画的な発展をはかるため、開発行為をしようとするものに対して、必要な指導を行い、かつその協力を得て、調和のとれた「住みよいまちづくり」の実現を図る。		開発行為を施行しようとする者に対し、当該行為が緊密な連絡のもとに、総合的合理的に行われることによって、本町の健全な発展と秩序ある整備を図り、町行政の円滑化と住民福祉の増進に寄与する
対象地域	町全域	町全域	町全域	町全域		町全域
規制内容	開発行為を施行しようとする者に対し、その規模が2,000㎡以上のも及び次のいずれかに該当する場合。 (1) 町長の同意を得たものが、当該開発区域内にさらに隣接又は近接して施行する場合 (2) すでに施行した区域に隣接又は近接して施行する場合で、その合算した規模が2,000㎡以上となる場合 (3) 2以上の事業者が隣接又は近接して施行する場合で、その合算したものが2,000㎡以上の規模となる場合 (4) 施行区域に公共施設の整備が必要であると町長が認めた場合	(1) 土地開発事業は、開発区域の面積が1,000㎡以上の事業。 (2) 開発区域の面積が1,000㎡以下であっても分譲を目的とする事業。 (3) 建築物の建築事業で、建築物の高さが13m以上のもの。 (4) 産業廃棄物処理業者が行う産業廃棄物処理のための施設。（事前届出） (1) 建築物の建築で、当該建築面積が200㎡を超えるもの。 (2) 工作物の設置等で規則に定める事業。 (3) 建築面積が、50㎡以上で物品の販売を目的とする施設。 (4) 農地以外の土地で、土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積及び土砂採取で面積が100㎡以上の行為	(1) 開発行為をする土地の区域が2,000㎡以上となるとき。 (2) すでに開発行為を施行した区域に隣接又は近接して施行する場合で、その合算した開発区域が2,000㎡以上となるとき。 (3) 前号に定める面積に達しない場合であっても、当該開発区域内に公共施設が設置されている又は新たに設置される必要があるとき。	(1) 開発区域が2,000㎡以上となるとき (2) すでに開発行為を施行した区域に隣接又は近接して施行する場合で、その合算した開発区域が2,000㎡以上となるとき (3) 2,000㎡に達しない場合であっても、当該開発区域内に公共施設が設置されているか又は新たに設置される必要があるとき。		開発区域の面積が1,000㎡以上の開発行為をしようとする者及び次のいずれかに該当するもの (1) すでに開発行為を施行した区域に隣接又は近接して施行する場合で、その合算した面積が1,000㎡以上となるとき。 (2) 2以上の事業者が隣接又は近接して施行する場合で、その合算面積が1,000㎡以上になるとき。 (3) 当該開発区域に公共施設が設置され、又は設置される予定があるとき。 (4) 公害の発生のおそれがあるとき。 （事前協議） 土地の形質変更、建築、工作物の建設等
届出件数	平成13年度 1件	平成13年度 - 件	平成13年度 5件	平成13年度 0件		平成13年度 4件
指導件数	平成13年度 1件	平成13年度 - 件	平成13年度 5件	平成13年度 0件		平成13年度 4件
根拠条例・要綱・規則等	峰山町開発事業等に関する指導要綱	大宮町美しいまちづくり条例（平成14年10月1日施行）	土地開発行為等に関する指導要綱	丹後町開発指導事業に関する指導要綱		久美浜町開発事業に関する指導要綱

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	21-10 開発・景観保全の取扱い	整理番号		専門部会名	企画財政部会						
分類	2 規制要件	分科会名		企画分科会							
課 題		調 整 結 果									
<p>開発指導基準を統一する必要がある。</p> <p>指導演積基準が2,000㎡(峰山町・網野町・丹後町)と1,000㎡(大宮町・久美浜町)及び久美浜町の一部の地域については、200㎡を越える開発行為に関する届出が必要となっている。大宮町、久美浜町が建築物の高さ基準を設けている。</p> <p>各町の条例・要綱の性格</p> <table border="0"> <tr> <td>峰山町、網野町、丹後町、久美浜町の指導演積</td> <td>土地の開発指導について定めたもの</td> </tr> <tr> <td>大宮町美しいまちづくり条例</td> <td>土地の開発指導および環境保全について定めたもの</td> </tr> <tr> <td>久美浜町きれいなまちづくり条例</td> <td>土地の開発指導、景観保全及び環境保全について定めたもの</td> </tr> </table> <p>(参考)</p> <p>宮津市開発行為等に関する指導演積(平成2年5月1日制定) (適用範囲) 市の区域内において、次の開発行為等を行うとする事業者に対して適用。 (1) 開発面積1,000平方メートル(実測)以上の開発行為を行う場合 (2) 開発行為に伴う工事着手後2年以内に同一事業者が、すでに施工中又は施工済みの区域と隣接又は近接して事業を施行する場合で、合算した開発面積が1,000平方メートル以上となる場合 (3) 中高層建築物(建築物の高さが15メートル以上のもの)の建築を行う場合</p> <p>舞鶴市開発行為に関する要綱(昭和49年1月30日制定) (適用範囲) 市において次に掲げる開発行為を行う者に対し適用する。 (1) 開発区域の面積が300平方メートル以上の開発行為 (2) 2戸以上の建築物を建築するための開発行為 (3) 前各号に掲げるもののほか、市が特に次に掲げるものに該当すると認める開発行為 ア 同一業者が隣接する区域で2年以内に行う2以上の開発行為が、土地の利用上一体的な開発行為で、かつ第1号又は前号に該当する場合 イ 計画的な市街化を進める上で特に必要がある場合 ウ 山くずれ、がけくずれ等の災害が起こるおそれがある場合 エ 道路等の公共施設又は隣接地に支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>各町の条例・要綱に定めのある基準の根拠 面積1000㎡ : 個人宅の場合はほとんど該当しない面積 高さ13m : 建築基準法 建築面積200㎡ : 建築基準法</p>		峰山町、網野町、丹後町、久美浜町の指導演積	土地の開発指導について定めたもの	大宮町美しいまちづくり条例	土地の開発指導および環境保全について定めたもの	久美浜町きれいなまちづくり条例	土地の開発指導、景観保全及び環境保全について定めたもの	<p>(案)</p> <p>開発事業に関する指導については、大宮町美しいまちづくり条例を基本に新市の条例としての整備を行い、合併時より施行、開発事業等の適正化を図るものとする。</p> <p>なお、環境保全等に関して定めた大宮町美しいまちづくり条例および久美浜町きれいなまちづくり条例の当該部分については、新市環境基本条例等へ統合する。</p> <p>また、久美浜町のきれいなまちづくり条例に定められた「住民協定景観研成区域」を基本に、新市の景観条例を制定し、合併時より施行する。</p> <p>(理由)</p> <p>市民の権利・利益の保護又は権利の制限若しくは義務を課すため、空白期間が許されないことから、合併と同時に施行することを基本に調整を行うもの。</p> <p>(参考)</p> <p>久美浜町きれいなまちづくり条例「住民協定景観研成区域」とは 優れた景観形成を図る区域として、一定区域内の土地・建築物等の所有者が主体的かつ相互に協力して、景観研成に必要な事項について協定を締結し、町長に住民協定と認定された区域。 現在は、久美浜一区内にその区域が認定されており、地域住民と町が久美浜一区の歴史や文化、風土をモチーフに、自然豊かな環境と調和した歴史的な景観の保全、整備を図るとともに、現代的な快適性の高い住環境の整備をはかり、ゆとりある町なみ形成に努めている。</p>			
峰山町、網野町、丹後町、久美浜町の指導演積	土地の開発指導について定めたもの										
大宮町美しいまちづくり条例	土地の開発指導および環境保全について定めたもの										
久美浜町きれいなまちづくり条例	土地の開発指導、景観保全及び環境保全について定めたもの										
		小委員会確認期日		協議会確認期日							